



子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



4月12日に行われた3歳児健診で、
むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



(鍛冶屋) 前田 治之介くん



(寺里) 河野 鈴央くん



(笠置) 中山 晴翔くん



(上塩) 野邊 リリいちん



(寺里) 林 幸来ちゃん



(本町1丁目) 井戸川 結人くん



(上町) 日高 臣海くん



(上町) 錦田 大和くん



(西小路1区) 渡辺 陽菜莉ちゃん



(羽ケ瀬) 岩下 岳叶くん



(寺里) 林 幸咲ちゃん



(上町) 吉田 椰人くん



(上町) 児玉 葉珀くん



(寺里) 堀之園 杏星くん



(上南) 野崎 陽太くん



(上井牟田) 江藤 翔琉くん



(初田) 北川 京之介くん



(上塩) 西真風 香ちゃん

子育てINFO

子どもの成長発達【1～2カ月編】

0カ月から赤ちゃんは、周りの声は聞こえています。人の顔に反応し徐々に見つめるようになります。授乳時やオムツ替えの際に「お尻きれいになったね。気持ちいいね」などと声をかけると、声のする方をジッと見たり声を出したりして反応します。

胃の大きさは、生まれた時の30～50ミリリットルから2カ月頃には100～120ミリリットルに成長します。伴って授乳間隔は3時間おきくらいになっていきます。2カ月頃の1日の母乳・ミルク量の目安は960ミリリットル、1日の体重増加量が25～50グラムです。生まれた週数や体重はそれぞれ違うので他の子と比べたりせず、母子健康手帳の成長曲線に記入して伸び方を見ていきましょう。

2カ月頃の赤ちゃんは生活リズムをコントロールする脳が未熟です。生体リズムの周期は25時間のため、脳の機能が育つまでは少しずつズレが生じ、2カ月頃にちょうど昼夜逆転することがあります。2カ月頃は、日中起きている時間は赤ちゃんに触れ、声かけをたくさんしてあげると良いでしょう。



田中 紗羅ちゃん
(令和4年11月4日生)

田中 裕也・直子さんの長女(福島地区)

よく笑い、動く活発な紗ちゃん。最近は寝返りをするようになり成長を感じています。歌を歌ったらニコッと笑ってくれて、その姿にいつも癒やされています。これからますます元気に育って気品のある強い女性になってね。そして一緒にランチなどをしようね。

『子ども予防接種』

●9価HPV(子宮頸がん)ワクチンが定期接種に加わりました

これまでは2・4価ワクチンのみ定期接種の対象でしたが、4月1日より9価ワクチンも定期接種の対象となり、自己負担なしで接種ができるようになりました。9価HPVワクチンは、子宮頸がんの発生に関連するHPVのうち、これまで定期接種で利用されている2・4価HPVワクチンよりも、多くの9種類のウイルスを標的としており、子宮頸がんおよびその前がん病変(がんになる手前の状態)の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待されます。なお、キャッチアップ接種対象者も9価ワクチンが接種可能です。

【定期接種対象者】小学校6年生～高校1年生:平成19年4月2日生から平成24年4月1日生までの女子

【キャッチアップ対象者】平成9年4月2日生から平成19年4月1日生までの女子

まだ3回接種がお済みでない対象者には個別通知しております。

●4種混合ワクチンの接種時期変更について

4種混合ワクチンについては、生後3カ月から接種可能でしたが、4月1日より生後2カ月から接種可能になっております。生後2カ月までに予防接種についてのお知らせをしておりますので、ご確認をお願いします。

●麻しん風しん(MR)ワクチン(2期対象者のみ個別通知いたします)

第1期 生後12カ月～24カ月までの間にある子ども

第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども(無料接種期間は3月末までです。未接種の方はお早めに！)

●他のワクチンについて

おたふくかぜワクチン、日本脳炎ワクチンなどが未接種の方へ随時接種勧奨の通知をお送りしております。他のワクチンについても適正年齢での早期接種が効果的です。お忘れなよう計画的に接種を進めていきましょう。



子育て支援情報

児童手当について

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うお子さんの健やかな成長に資することを目的としています。



問／福祉事務所こども政策係 ☎72-1123 (内線506)

1. 支給対象者

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢		児童手当(月額)	特例給付(月額)
3歳未満		1万5,000円	児童1人につき一律5,000円
3歳以上 小学生修了前	第1、2子	1万円	
	第3子以降※	1万5,000円	
中学生		1万円	

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

- ・所得が表(1)未満の場合、児童手当を支給(月額1万5,000円または1万円)を支給
- ・所得が表(1)以上(2)未満の場合、特例給付(月額5,000円)を支給

※所得が表(2)以上の場合、児童手当などは支給されません。

※児童手当などが支給されなくなった後、所得が(2)を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要です。

児童手当所得制限限度額

	(1)所得制限限度額		(2)所得上限限度額【新設】	
扶養親族の数	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3	858.0	1071.0
1人	660.0	875.6	896.0	1124.0
2人	698.0	917.8	934.0	1162.0
3人	736.0	960.0	972.0	1200.0
4人	774.0	1002.0	1010.0	1238.0
5人	812.0	1040.0	1048.0	1276.0

※扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く)ならびに扶養親族などでない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養児童の数に応じて、限度額は、1人につき38万円を加算した額となります。※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際には給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

【現況届について】

現況届の提出が必要な人

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ・支給要件児童の戸籍がない人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・その他、市区町村から提出の案内があった人

※該当する人へ6月に現況届を送付しますので、期日までに提出してください。期日までに提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

4. 手続き方法

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に申請が必要です(公務員の場合は勤務先に申請)。申請は、出生や転入から15日以内に行ってください。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。ただし、出生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。手続きが必要となるのは以下の場合です。

【福祉事務所での手続きが必要なケース】

※初めてお子さんが生まれたとき

※他の市町村に住所が変わったとき

※公務員になったとき、公務員でなくなったとき

【手続きに必要な添付書類】

- ・請求者名義の通帳
- ・請求者および配偶者のマイナンバーカード
- ・児童が市外に住んでいる場合
→児童のマイナンバーカード
- ・転入の場合
→前住所からの児童手当連絡票

※請求者は基本的に保護者(父母など)のうち、所得が高い方となります。

※マイナポータルでの申請も可能です。

【市民生活課で出生届提出時に手続きが可能なケース】

第2子以降の出生などにより養育するお子さんが増えたとき

※ただし、児童が市外に住んでいる場合は、福祉事務所での手続きとなります。児童のマイナンバーカードが必要です。